

## 町公式 LINE を登録・活用ください まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

リニューアルした町公式 LINE アカウントをご活用ください。

### 受信したい情報を選択して受け取ることができます

・受信設定のアンケートで質問に回答すると、受信したい情報を選択することができます。受信設定は、随時変更できます。

### 町からの重要な情報が受け取れます

- ・町政情報
- ・災害時の緊急情報や災害支援情報
- ・熊出没情報や食中毒警報などの注意喚起
- ・ごみ収集カレンダーなどの生活情報

### 各種証明書の請求

・マイナンバーカードを使って、オンラインで住民票や印鑑登録証明書、各種税証明書の請求が可能です。請求された証明書は、郵送でお届けします。

### 利用方法

スマートフォンなどにLINEをインストールして、次のいずれかの方法で厚真町公式LINEを友だち登録してください。

①厚真町公式LINEのID「@atsuma」を検索して友だち追加する

②右のQRコードを読み取り友だち追加する



### お願い

- ・当アカウントへの投稿等に対して、個別に回答しません。あらかじめご了承ください。
- ・スクリーンショット画像をインターネットなどに掲載すると、情報に変更があった場合に反映されません。必ずリンクを掲載してください。



## 空き家の適切な維持管理を 建設課 都市施設グループ ☎ 27-2325

所有者は、周囲の環境に配慮した管理をお願いします。

適切な維持管理が行われずに放置されているような空き家は、周囲にさまざまな悪影響を及ぼす可能性があります。

空き家が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、その責任を問われることもあります。空き家の所有者や管理者は、適切な維持管理をお願いします。

家屋の修繕や撤去、リフォーム、バリアフリー、新築など、住まいや暮らしに関わる助成制度について、お気軽にご相談ください。



## 土地取引の届け出 まちづくり推進課 政策推進グループ ☎ 27-3179

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引契約をした場合は届け出が必要です。

### 届け出の対象となる面積

- ・市街化区域：2000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内：5000㎡以上
- ・都市計画区域外：1万㎡以上

### 届け出者

土地の権利取得者（買主等）

### 届け出期限

契約締結日から2週間以内  
※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力ください。

### 提出書類（各3部）

- 土地売買等届出書
  - 土地売買等契約書の写し
  - 土地及びその付近の状況を明らかにした図面（※1）
  - 土地の形状を明らかにした図面
  - 委任状（代理人が届け出する場合）
- （※1）縮尺5千分の1以上

### 罰則

届け出をしないと法律で罰せられることがあります。  
※詳細は、町ホームページをご覧ください。

## 子育てポイント還元事業 住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872

子どもの医療費とこども園の利用者負担額をあつまるポイントで還元しています。

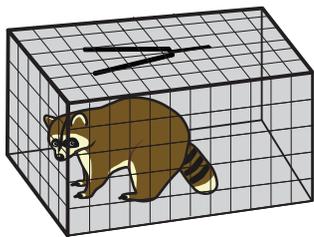
医療費の還元	こども園利用者負担額の還元
<b>還元対象</b> 病院に支払った子どもの医療費（一部負担金）	<b>還元対象</b> 町内のこども園の利用者負担額（保育料） ※延長保育利用料、一時預かり保育料、給食費は対象外
<b>還元額</b> 全額（予防接種などの保険外負担金は含まない） ※医療費が高額療養費の対象になる場合、高額療養費相当額を控除した額を還元 ※こども園や学校、放課後児童クラブなどで負傷し、災害共済給付の対象となる場合は、給付額を控除した額を還元 ※乳幼児は、初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）が対象で、医療費助成の対象となる場合は、医療費助成額を控除した額を還元	<b>還元額</b> 2割
<b>対象者</b> 町内に住所がある0～18歳（高校生）までの子どもの保護者	<b>対象者</b> 町内在住で町内のこども園に通う子どもの保護者
<b>申請に必要なもの</b> 領収書（発行から2年以内のもの） あつまるカード（アプリも可）	<b>申請に必要なもの</b> 領収書 あつまるカード（アプリも可）
<b>受付窓口</b> 住民課子育て支援グループまたは上厚真支所	<b>受付窓口</b> 住民課子育て支援グループまたは上厚真支所
<b>その他</b> 令和6年4月1日から、年度申請ができるようになりました。対象者には、別途ご案内します。	<b>その他</b> 令和6年4月1日から、年度申請ができるようになりました。対象者には、別途ご案内します。

## 捕獲したアライグマを搬送できない場合

産業経済課 林業・森林再生推進グループ ☎ 27-2419

捕獲したアライグマを搬送できない場合は、有料で厚真町シルバー人材センターが回収します。

捕獲したアライグマは原則、個人で役場に搬送していただきますが、やむを得ず搬送できない場合は、有料で厚真町シルバー人材センターが回収します。



### 作業内容

捕獲されたアライグマをワナごと回収し役場に搬送します。

※ワナの貸し出しや設置の対応等はできません。

※回収するまでに時間がかかる場合があります。

### 料金

1回の回収につき5,800円(税込・車両代含む)

### 連絡先

林業・森林再生推進グループ

※厚真町シルバー人材センターへ連絡します。

## 路線バス 浜厚真駅線

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

上厚真市街地からJR浜厚真駅までの区間で、往路のみ新たに路線バスの運行をはじめます。

### 運行開始する路線

上厚真市街地からJR浜厚真駅までの往路

### 運行開始予定日

8月16日(金)

### 運行期間

通年運行

※土曜、日曜日、祝日は運休

※学休日(7月26日～8月15日、12月26日～1月15日、3月26日～4月5日)は運休

### 運行時刻

停留所名	時刻
上厚真	7:06
上厚真駐在所前(新設)	7:07
漁業団地前	7:08
浜厚真駅(新設)	7:15

※往路のみの運行です

### 運行についての問い合わせ

あつまバス株式会社 (☎27-2311)

※運行開始日、期間および時刻は変更する場合があります。

